

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年6月16日(2005.6.16)

【公開番号】特開2004-202251(P2004-202251A)

【公開日】平成16年7月22日(2004.7.22)

【年通号数】公開・登録公報2004-028

【出願番号】特願2003-428426(P2003-428426)

【国際特許分類第7版】

A 4 5 D 19/02

A 4 5 D 24/22

【F I】

A 4 5 D 19/02 B

A 4 5 D 24/22 B

A 4 5 D 24/22 C

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月24日(2004.11.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

ボール内にあるこれらの製品を塗布するために、櫛又は薄いブラシのいずれか、又はそれら2つの組み合わせからなる塗布装置が知られている。こういった装置は例えば、F R - A - 2 7 6 4 4 8 8号及びU S - A - 4 6 9 1 7 2 0号の文献に記載されている。

こういった装置を使用する際、頭髪の外側つまり表面から頭髪を処置することとなることにより特に、これら装置は通常同様の欠点を持つ。製品は基本的に毛束の表面に付着し、内側にはあまり付着しない。アプリケータは毛束に対して根元から毛先へと連続的に移動するが、この移動中、使用者はアプリケータを持ち上げ、頭部の湾曲に沿った経路から離してしまいがちであることが経験により示されている。このため、複数の毛髪がアプリケータから離れ、頭髪に戻ってしまう。よってこれらの毛髪は、毛染め製品の場合、染色に失敗する。したがって得られる結果は満足できるものではない。

特開2003-339424号公報は、本出願の優先日より前に出願され本出願の優先日後に公開された出願にかかる公報であり、指の大きさにかかわらず指先にフィットさせて毛髪を梳くことができる染毛ブラシを開示したものである。該公報に開示された染毛ブラシは1つの指に装着される点において本発明と共通するが、塗布手段が圧縮可能な容器を備えていない点などにおいて本発明と相違する。

【特許文献1】F R - A - 2 7 6 4 4 8 8号

【特許文献2】U S - A - 4 6 9 1 7 2 0号

【特許文献3】特開2003-339424号公報